

令和2年度「森林情報士」養成研修受講者募集のご案内

一般社団法人 日本森林技術協会資格認定制度

一般社団法人 日本森林技術協会

森林情報士制度は、空中写真やリモートセンシングからの情報の解析技術、GIS技術等を持ちいて森林計画、治山、林道事業、さらには地球温暖化問題の解析などの事業分野に的確に対応できる専門技術者を養成することを目的に（一社）日本森林技術協会が平成16年度に創設した制度です。

森林情報士は、（一社）日本森林技術協会の森林系技術者養成事業（森林系技術者養成事業運営委員会 委員長 箕輪光博氏）の一環として行っているものであり、林業技士制度等に並ぶ（一社）日本森林技術協会の資格認定制度であります。

森林系技術者 = 林業技士（森林評価士）／ 森林情報士

I 養成研修

1 目的

森林情報士養成研修は、森林情報士として必要な知識・応用能力の修得とともに、その受講成果により、森林情報士の登録資格を判定することを目的とします。

2 養成研修実施方法及び実施部門

(1) 養成研修実施方法

森林情報士の養成研修は次の方法で行います。

事前自己学習：スクーリングに向けて与えられた課題の自己学習です。

スクーリング研修：令和2年6月及び9月～10月のうち5日間（東京都内で実施）

(2) 実施部門

森林情報士は、森林航測1級及び2級、森林リモートセンシング1級及び2級、森林GIS1級及び2級の6部門から成ります。

部門		教科内容	定員	
森林情報士	森林航測	2級	①空中写真の基礎知識（空中写真の幾何学的性質に関する基礎的知識など）／②空中写真測量の基礎（平面測量及び高さの測量の原理、傾斜の測定法など）／③森林の写真判読（樹種判読など）／④GPS測量の基礎／⑤実技（立体視、立木等の高さの測定、UAV画像など）	20名
		1級	①解析写真測量の基礎／②図化、オルソフォト作成の実際／③UAVを含む写真を用いた森林調査法／④森林計画、伐出計画、環境アセスメントへの応用	20名
	森林リモートセンシング	2級	①リモートセンシングの基礎知識1／②画像解析技術1／③土地被覆分類と森林分類（高分解能衛星データ使用）	20名
		1級	①リモートセンシングの基礎知識2／②リモートセンシングデータの前処理技術／③画像解析技術2／④SAR等マイクロ波データからの情報抽出の基礎／⑤GISとのデータフュージョンの基礎／⑥REDD+への応用	20名
	森林GIS	2級	①森林GISとGPSの基礎知識／②GIS機能の基本的操作法／③森林GISの森林管理への応用事例	20名
		1級	①森林GISのデータ整備の方法／②計画や意思決定ツールとしての森林GISの利用／③森林GISの高度利用に向けて／④森林GISにおけるGPSの利用	20名

[使用機器・ソフト： 森林航測…反射鏡式実体鏡・視差測定桿ほか
森林リモートセンシング…ENVI
森林GIS2級…QGIS
森林GIS1級…ArcGIS 等

3 受講資格

(1) 2級部門

次のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 森林・林業に関する資格を有する者……それぞれ森林系の大学専門課程修得1年以上、学士、修士、博士、林業技士、技術士、技術士補
- ② 上記①以外については、3年以上の森林・林業関係業務経験者
なお、資格要件の①、②とも使用機器の基本操作が出来ることを要件とします。(森林航測部門では実体鏡の基本操作、森林GIS及び森林リモートセンシング部門ではパソコンのワード、エクセルについての基本操作が出来る必要があります。)

(2) 1級部門

次のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 森林・林業に関する資格を有する者(2級定義と同様)は、森林情報関係業務経験(当該部門に関わる2級相当以上の技術(注)をもとに、森林情報ソフト(例えば、リモートセンシングデータ処理解析ソフトやGISソフト等)や、空中写真技術等を用いての森林計画・治山・林道・環境アセスメント等業務の応用経験)3年以上。
- ② 森林・林業に関する資格に満たない者にあつては、森林・林業関係業務経験及び森林情報関係業務経験(上記①定義と同様)をそれぞれ5年以上。
- ③ 森林情報士2級取得者にあつては、当該分野での森林・林業関係業務及び森林情報関係業務2年以上の経験(2級取得以前の経歴を含む。)を有すること。なお、森林・林業に関する資格を有する者(2級定義と同様)は森林情報関係業務2年以上の経験(2級取得以前の経歴を含む。)で受講可。

(注) 1級及び2級の技術要件(1級及び2級のそれぞれの研修で達成・修得できる技術基準)については、(一社)日林協ホームページ(<http://www.jafta.or.jp>)を参照

4 応募定数及び留意事項

受講募集の定数は次のとおりです。

- ① 森林航測(1級、2級)部門はそれぞれ 20名
- ② 森林リモートセンシング(1級、2級)部門はそれぞれ 20名
- ③ 森林GIS部門は(1級、2級)はそれぞれ 20名

2部門以上の受講も可能ですが、応募者が定数を超えた場合は調整させていただきますので、応募優先部門順位を記入してください。

また、定数を超えた場合には、前年度抽選漏れの者(但し、本年度の受講資格要件を満足している者)を優先するとともに、分野別受講者(国及び地方公務員、森林組合、林業関係コンサルタント、航測会社、自営、大学等)のバランス、先着度、業務経験年数等を総合勘案し選考します。

なお、受講希望者数が少数(5割未満)の場合は中止することもありますのであらかじめご了承ください。

受講決定者には教材も併せて発送いたします。(都合により教材の発送が遅れることもありますのでご了承ください。)

5 養成研修のスケジュール

(1) 事前自己学習

スクーリング研修の教科内容の理解を促進するための事前の自己学習です。教材の送付とともに課題を送りますので、教材を参考にしながら答案を作成し、スクーリング研修の初日に必ず提出してください。

(2) スクーリング研修

下記日程(予定)により東京都内でスクーリング研修を行います。研修内容等の詳細は受講該当者に後日通知します。また、スクーリング中に試験を行います。

部門	スクーリングの期間	会場
森林航測 2 級	9月28日(月) ～ 10月 2日(金)	日林協会館(東京)
森林航測 1 級	(令和 2 年度は開講しません)	—
森林リモートセンシング 2 級	9月14日(月) ～ 9月18日(金)	日林協会館(東京)
森林リモートセンシング 1 級	(令和 2 年度は開講しません)	—
森林GIS 2 級	6月 1日(月) ～ 6月 5日(金)	日林協会館(東京)
森林GIS 1 級	(令和 2 年度は開講しません)	〃

○持参品：筆記用具、電卓。 宿泊：各人で手配してください。

6 養成研修修了の認定

養成研修の認定(可否通知)は、スクーリング研修の修了試験の成績をもとに「森林系技術者養成事業運営委員会」が審査し、毎年 2 月下旬頃文書にて通知します。

7 受講の申込

(1) 申込先

〒102-0085 東京都千代田区六番町 7

一般社団法人 日本森林技術協会 森林情報士事務局(管理・普及部)

TEL 03-3261-6968(直) 担当 吉田(功)

FAX 03-3261-5393

※ 受講申込書及び募集案内の郵送を希望される場合は120円(1人分)の切手を貼付した送付先記入の返信用定型封筒(角2号 24×33.2cm)を同封のうえ、請求して下さい。

※ なお、受講申込書等は(一社)日林協ホームページ(<http://www.jafta.or.jp>)からダウンロードできます。

(2) 提出書類

- 1) 森林情報士養成研修受講申込書(様式1-A(1級)、様式1-B(2級))
- 2) 写真 6ヶ月以内に撮影した縦3.7cm、横2.7cm、上半身正面無帽のものを受講申込書の右上隅に糊付けすること

(3) 受講料の振込み

1) 部門別養成研修受講料(消費税別)

部門	受講料(消費税別)	備考
森林航測 2 級	66,000 円+税	実体鏡、パソコン等貸与も含まれます。
森林航測 1 級	70,000 円+税	
森林リモートセンシング 2 級	80,000 円+税	
森林リモートセンシング 1 級	100,000 円+税	
森林 GIS 2 級	80,000 円+税	
森林 GIS 1 級	100,000 円+税	

受講料は、受講決定の通知後に、銀行又は郵便振替により速やかに納入してください。一旦納入された受講料は、返還しませんのであらかじめご承知おきください。

2) 受講料の振込み先

- ① 銀行振込：三菱UFJ銀行 麹町中央支店
口座名 一般社団法人 日本森林技術協会
口座番号 普通預金 0023886
- ② 郵便振替：加入者名 一般社団法人 日本森林技術協会
振替口座番号 00130-8-60448

(4) 申込期間（締切日の消印があれば有効）

森林GIS2級	令和2年3月15日（日）～4月15日（水）
森林リモートセンシング2級	令和2年5月1日（金）～6月15日（月）
森林航測2級	令和2年5月1日（金）～6月15日（月）

(5) テキスト代

（一社）日林協作成の教材費は無料です。ただし、講師の要望により市販図書をテキスト教材として使用する場合があります。受講者が決定次第、ご案内しますが、市販図書をお持ちでない方は直接発行所へ申し込んでください。

II 森林情報士の登録

森林情報士の資格は、森林情報士登録をすることによって正式に付与され、（一社）日本森林技術協会理事長の定める森林情報士名簿に登録されます。

1 登録の要件及び登録の有効期間

登録を受けようとする部門について、審査に合格し、その通知を受けた者。
当該部門の登録有効期間は5ヵ年とし、5ヵ年を過ぎた場合は更新が必要です。

2 登録の申請

森林情報士の登録を受けようとする者は、森林情報士新規登録申請書（様式2）を、（一社）日本森林技術協会 森林情報士事務局（管理・普及部）あて提出して下さい。

3 登録料

登録の申請と同時に登録料10,000円（税別）を納入して下さい。（振込先は受講料の場合と同様）。

4 登録更新料（登録有効期間が5ヵ年を過ぎた場合） 3,000円（税別）

5 登録証の交付

登録者には、（一社）日本森林技術協会理事長名をもって森林情報士登録証を交付します。

6 登録の期限

登録を受けることの出来る期限は、毎年3月1日～3月31日の1ヶ月間とします。

7 登録証の再交付

登録証の再交付を受ける場合には再登録申請書により、登録年月日、登録番号、登録部門の別を記入し、再交付料2,000円（税別）の振込み領収書写を添えて管理・普及部あてに提出して下さい。

III 森林系技術者養成事業運営委員会

今後の森林情報士等の養成事業を実施するにあたり、運営の基本事項を審議するため、本会に箕輪光博氏を委員長とする学識経験者で構成する「森林系技術者養成事業運営委員会」を設置して、この事業の一層の円滑・適正な運営を期することとしています。